

危険運転致死傷罪の条文見直しを求める会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「危険運転致死傷罪の条文見直しを求める会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は代表の自宅に置く。

(理念)

第3条 本会は事件、事故にどれ一つとして同じものはないことを理解し、互いに助け合うこと（持ちつ持たれつの精神を持つこと）を理念とする。

(目的)

第4条 本会は、現行の自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（令和4年6月17日法第68号、以下「自動車運転死傷行為処罰法」という。）の条文の見直しを図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 国会議員への要望書の提出等
- (2) 法務省への要望書の提出等
- (3) 自動車運転死傷行為処罰法の運用の見直しを図ることを目的とする広報活動
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員資格)

第6条 本会の会員は、次のいずれかの要件を満たす成人とする。

- (1) 自動車運転死傷行為処罰法の第2条及び第3条等の条文改正を求める者で原則として遺族（過去に交通事故（交通犯罪）で加害運転者に対して有罪判決が確定した事件にかかる遺族に限る）又はこれに準ずる者
- (2) 第1号の者を支援し、かつ交通事故（交通犯罪）に関する各種法令について専門的な知見を有する弁護士で、被害者支援に理解を示す者

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を本会に提出し、役員全員の承認を得るものとする。

2 会員として入会しようとする者が弁護士である場合には、前項の承認に加え、既存の弁護士会員全員の承認を得るものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を本会に提出することにより任意に退会することができる。

2 本会は、会員が以下のいずれかに該当する行為をした場合には、会員の過半数をもって退会を命ずることができる。

(1) 本会の理念又は目的に反する行為

(2) 本会の事業を妨害する行為

(3) 他の会員または第三者の名誉、プライバシーその他の権利または利益を侵害する行為

(4) その他本会が不適切と判断する行為

第3章 役員

(役員)

第9条 本会には、次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 事務局長 1名

2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。

(職務)

第10条 代表は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 事務局長は会の運営に係る事務の一切を総括する。

第4章 総会

(総会)

第11条 本会の総会は、会員を以って構成し、必要があるときに代表が招集する。総会は、対面形式における会議のほか、オンライン会議システムによる会議を含む。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業の変更

(3) 役員を選任または解任

(4) 解散

(5) その他会の運営に関する重要項目

- 3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 総会においては、代表のいずれかが議長を務める。
- 5 第2項に定める議決は、会則の変更を除き、出席者の過半数の承認を以って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 会則の変更

(変更)

第12条 この会則の変更は、総会において、出席者の3分の2以上の承認を以って決する。

附則

この会則は、令和5年10月18日から施行する。